

加茂市公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、加茂市における市民等の情報の取得及び発信の利便性の向上を図るため、本市が民間のサービス等を利用して整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの内容)

第2条 無線 LAN を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次条に規定する場所において無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線 LAN を利用することができる場所及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

(遵守事項等)

第4条 無線 LAN に接続するパソコン等（Wi-Fi 機器を含む。以下同じ。）は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用するパソコン等及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法令を遵守しなければならない。

4 利用者はこの規約に同意の上、無線 LAN に接続したときに表示される Web ブラウザに必要な事項を入力し、利用の申込みを行うものとする。

5 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

(利用の停止)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

(1) 利用規約の規定に違反した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると市長が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは本市の財産、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 前号に掲げる行為のほか、他の利用者若しくは本市に不利益又は損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (3) 本市又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反し、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為又は結び付くおそれのある行為
 - (6) 性風俗に関する行為
 - (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じ、又は無線 LAN に関連して使用する行為又は提供する行為
 - (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数のものに大量のメールを送信する行為
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切であると判断する行為
- 2 前項各号に掲げる行為を行った利用者が本市、利用者本人及び第三者に損害を生じさせた場合は、当該利用者は、無線 LAN の利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN の運用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責事項)

第8条 市長は、無線 LAN のサービスの内容、利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害、無線 LAN サー

ビスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者及び第三者の損害について、本市は、一切責任を負わないものとする。

- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。この場合において、無線 LAN 接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、本市は、一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 市長は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定の Web サイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第 9 条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 5 日から施行する。

別表（第3条関係）

利用場所	利用時間
加茂市役所	開庁時間内
上条コミュニティセンター	開館時間内
北コミュニティセンター	開館時間内
下条コミュニティセンター	開館時間内
中央コミュニティセンター	開館時間内
須田コミュニティセンター	開館時間内
七谷コミュニティセンター	開館時間内
市立図書館	開館時間内
産業センター	開館時間内
加茂七谷温泉美人の湯	営業時間内
BBC（Kamo Miyagemono Center）	営業時間内
体操トレーニングセンター	開館時間内